

吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のとおり公布します。

令和元年12月27日

吹田市長 後藤 圭 二

### 吹田市条例第36号

吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定めるとおりとする。

(指定障害児通所支援事業者の要件)

第2条 児童福祉法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、医療型児童発達支援に係る指定については同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター又は同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関を開設している者とし、その他の指定については法人とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。